株主各位

大阪市北区大深町3番1号 株式会社アイル 代表取締役社長 岩本哲夫

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.ill.co.jp/ir/meeting/



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第35回定時株主総会招集ご通知」より ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/3854/teiji/



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アイル」または「コード」に当社証券コード「3854」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年10月23日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する替否を前記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに 到着するようご返送ください。

<株主総会のお土産について>

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2025年10月24日 (金曜日) 午前10時
- 2. 場 所 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワーB 34階 本社 大会議室
- 3. 目的事項 報 告 事 項
- 1. 第35期(2024年8月1日から2025年7月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第35期 (2024年8月1日から2025年7月31日まで) 計算書 類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 12名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に 行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

^^^^^

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトに おいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいま

株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいます ようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年10月24日 (金曜日) 午前10時



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、 議案に対する賛否をご入力 ください。

行使期限

2025年10月23日 (木曜日) 午後5時30分入力完了分まで



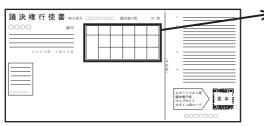
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に 対する賛否をご表示の上、 ご返送ください。

行使期限

2025年10月23日 (木曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

- ▶こちらに議案の賛否をご記入ください。
- 第1号議案
- 賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合
- ≫ 「否」の欄にO印
- 第2、3号議案
- 全員賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合
- ≫ 「否」の欄にO印
- 一部の候補者を 反対する場合
- 「賛」の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を
- 反対する候補者の番号を ご記入ください。
- ・インターネット等および書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議 決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議 決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力する ことなく議決権行使ウェブサイトにログインす ることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って ください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事 業 報 告

(2024年8月1日から) (2025年7月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2024年8月1日~2025年7月31日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の拡大により、緩やかながらも回復基調にあります。一方で、原材料価格やエネルギー価格の高騰等による物価上昇や米国の追加関税措置による国内経済への影響に対し、引き続き注視する必要があります。

国内の情報システム投資については、人手不足への対策とするデジタル技術を活用したビジネス変革を行うDX(デジタルトランスフォーメーション)を中心に活況を呈しています。このような状況のもと、当社グループは、ITの有効活用が必要な中堅・中小企業顧客の経営課題を解決するための商材を「リアル」と「Web」の両面から開発・提案し、サポートまで行うことで、顧客の企業力強化を図ることを「CROSS-OVER」戦略とし取り組んでまいりました。「CROSS-OVER」戦略は、当社グループが提唱してきた独自の提案スタイルで、「リアル」と「Web」それぞれの商材を複合的に提案することで、顧客の業務効率と販売力強化を実現するものであり、当社グループにとって商談時の競合力を強化するだけでなく、顧客満足度も向上させるものであります。また、持続的成長を促進するため、営業とSEを同一組織に配置し相互の連携を強化する製販一体体制を導入しております。これにより、見積時の顧客要件見極めによる案件精度の向上やプロジェクトマネジメント体制の強化、納品品質の向上によるシステム稼働後のアフターサポート工数の削減が図られ、利益体質が強化されてきております。

「リアル」と「Web」それぞれの概況について、「リアル」面では、主力の パッケージソフトウェア「アラジンオフィス」の商品力の強化を、業種別に継 続して進め、販売面でもパートナー企業との連携に加え、豊富な業種別の導入 事例をもとに顧客毎に最適なシステム活用方法をご提案させていただくこと で、販売実績に加えて受注実績も堅調に推移いたしました。「Web」面では、 複数ネットショップ一元管理クラウドサービスである「CROSS MALL」につい て、新たなネットショップとの連携開発を当連結会計年度においても継続して 取り組んでまいりました。今後も引き続き、複数モールとの連携機能強化を行 うとともに、中堅大手市場へのシフトを進めることで、中長期的に販売実績を 伸ばしてまいります。ネットショップと実店舗のポイント・顧客一元管理クラ ウドサービスである「CROSS POINT」については、堅調に販売実績が推移いた しました。加えて、前連結会計年度に実施しましたクラウドサービス開発に関 する一部ソフトウェアの除却を踏まえ、日々変化する利用者ニーズや環境変化 に応じてシステム改善を機動的に行うために、マイクロサービスアーキテクチ ャーと呼ばれる技術構成への転換を継続して進めております。マイクロサービ スアーキテクチャー構成により開発期間の短縮、他社技術の積極的な取込み・ 連携強化等により拡張性を確保し、更に筋肉質な事業構造の確立を目指し取り 組んでまいります。

また、当連結会計年度においても、継続して製品の開発に注力しており、将

来における新たな技術開発による市場競争力向上に向け、研究開発費92,565千円を計上しております。引き続き、将来における市場競争力向上に向け、島根県松江市の研究開発拠点「アイル松江ラボ」を中心とした研究開発活動の強化に取り組んでまいります。

加えて、当社は、2024年12月6日開催の取締役会において、当社の流通株式 比率向上を目的とする株式需給緩衝信託®(以下「本信託」という。)の設定 を決議し、野村信託銀行株式会社と本信託に関する契約を締結いたしました。 本信託により、当連結会計年度に当社株式1,250,000株を3,931,250千円で取得 した後、当連結会計年度末までに1,250,000株を市場で売却しております。詳 細につきましては、「連結注記表 4.追加情報に関する注記」に記載のとお りであります。

この結果、当連結会計年度の経営成績は売上高19,294,870千円(前年同期比10.2%増)、営業利益4,818,844千円(前年同期比13.0%増)、経常利益4,767,603千円(前年同期比11.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益3,488,354千円(前年同期比20.8%増)となり、当社グループの経営指標である売上高営業利益率は25.0%となりました。また、当連結会計年度末の財政状態は、資産合計15,768,982千円、純資産合計11,286,903千円となり、財政状態の健全性及び長期的な安全性を示す自己資本比率は71.6%となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、449,646千円であります。その主なものは、自社製品開発353,803千円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度末における借入金残高はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、常に顧客視点の立場から「中堅・中小企業の企業価値向上」を目指し、基幹システムの構築、ハードウェア保守、システム運用サポート、ネットワーク構築、セキュリティ管理、人材教育、顧客の販売促進を目的とした企業のホームページ制作・運用支援および顧客の事業分析・事業戦略コンサルティング、プロモーション、ECサイト構築、複数ネットショップ一元管理ソフト、ポイント・顧客一元管理ソフトの提供等、顧客への企業力強化のためソリューション・製品を拡充してまいりました。

更なる企業価値創造を進め収益性の高いビジネスを展開していくため、以下 の項目を最重要課題としております。

① 営業戦略の強化

当社グループでは、今後一層の事業展開を図るにあたり、全社的な拡販体制の強化と各営業担当者の商談効率および提案内容の向上を図っていくことが重要な課題と考えております。拡販体制においては、各ビジネスパートナーとの連携を強化し、基幹システムについては「アラジンオフィス・シリーズ」を主力商品とし各業種別バリエーションの充実と、業種別ノウハウを蓄積することで商品力の強化に努めます。また、当事業では、上記の基幹システムとWeb連携の提案をより効果的に進めるため、クラウドサービスとなる複数ネットショップー元管理ソフト「CROSS MALL」やポイント・顧客一元管理ソフト「CROSS POINT」等のWeb商材を開発し、これらの商材を起点とし「アラジンオフィス」、「ECサイト」等を連携させた複合提案を行うことで、「リアル」と

「Web」をつなぐ「オール・ワンストップ」サービスを実現してまいります。 更に、顧客企業の経営効率の追求だけでなく企業競争力の向上に努め、他社と の差別化を明確にするとともに、新たな拠点展開も視野に入れた地域密着によ る営業展開を行ってまいります。

② 開発工程における生産性とシステム品質の向上への取り組み

近年のシステム開発におきましては、顧客からのシステムに対する要望の高度化、システム仕様の複雑化、納期の短期化等により、品質確保が困難となるとともに開発コストの増加傾向が見られるため、今後一層の開発工程における生産性とシステム品質の向上が重要な課題であると考えております。プログラムのモジュール化、カスタマイズのテンプレート化、納品前のプログラムテストの強化継続などによる開発工程のノウハウ蓄積やAIなどの最新技術の積極的な活用により、更に生産性とシステム品質の向上を図れるよう取り組んでまいります。

③ 「リアル」と「Web」の融合による付加価値の更なる向上

当社グループでは、独自のスタイルである「CROSS-OVER」戦略を市場で推進していくため、「リアル」と「Web」の両面から、当社グループのソリューション、製品を有機的に結合させ、新たに付加価値の高いトータルソリューションパッケージとして市場に提供することで、「中堅・中小企業の企業価値向上」を目指すとともに、当社グループも高収益体質の確立に取り組んでまいりました。今後もより一層の「CROSS-OVER」戦略の深耕を図り、競合他社との「差別化」を強化することで当社グループの事業継続に努めてまいります。

5. 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

(単位:千円)

	区	分	第32期 (2022年7月期)	第33期 (2023年7月期)	第34期 (2024年7月期)	第35期 (当連結会計年度) (2025年7月期)
売	上	高	12, 944, 157	15, 924, 604	17, 508, 405	19, 294, 870
経	常	利 益	2, 121, 077	3, 571, 309	4, 285, 206	4, 767, 603
親会	社株主に期 純	帰属する 利 益	1, 377, 907	2, 472, 202	2, 887, 564	3, 488, 354
1 株	当たり当期	純利益(円)	55. 04	98. 76	115. 36	141. 32
総	資	産	9, 576, 837	12, 115, 327	14, 153, 941	15, 768, 982
純	資	産	5, 715, 390	7, 740, 415	9, 680, 682	11, 286, 903
1 株	当たり純資	資産額(円)	228. 31	309. 21	386. 75	450. 94

(注) 第35期の1株当たり当期純利益の算定上、株式需給緩衝信託®により取得及び処分した自己株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産および損益の状況

(単位: 千円)

	i.z*				第32期	第33期	第34期	第35期(当期)
	区		分		(2022年7月期)	(2023年7月期)	(2024年7月期)	(2025年7月期)
売		上		高	12, 599, 351	15, 517, 494	17, 106, 754	18, 837, 044
経	常		利	益	2, 112, 650	3, 511, 598	4, 221, 427	4, 711, 853
当	期	純	利	益	1, 375, 036	2, 443, 245	2, 826, 488	3, 452, 053
1 株	当たり	当期	純利益	(円)	54. 93	97. 60	112. 92	139. 85
総		資		産	9, 315, 855	11, 822, 607	13, 863, 611	15, 446, 219
純		資		産	5, 529, 947	7, 447, 406	9, 372, 423	10, 817, 602
1 株	当たり	純資	産額	(円)	220. 90	297. 51	374. 43	432. 19

⁽注) 第35期の1株当たり当期純利益の算定上、株式需給緩衝信託®により取得及び処分した自己株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社	土ウェブ	゙ベース	50,000千円	100%	ファッション業向けシステム開 発販売

7. **主要な事業内容**(2025年7月31日現在)

- ① システムソリューション事業
 - ・コンピュータ、ネットワークシステム等の販売事業
 - ・システムのコンサルティング・設計・開発・サポート保守事業
 - ・人材教育サービス事業
- ② Webソリューション事業
 - ・ECサイト構築事業
 - ・複数ネットショップ一元管理、ポイント・顧客一元管理サービス事業
 - ・ホームページ活用支援サービス事業
 - ブランディング支援

8. 主要な事業所(2025年7月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地				
本 社	大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB				
東京本社	東京都港区芝公園二丁目6番3号芝公園フロントタワー				
名古屋支社	名古屋市中区錦一丁目10番20号アーバンネット伏見ビル				
アイル松江ラボ	島根県松江市殿町201				
BACKYARD TOKYO	東京都千代田区鍛冶町二丁目11番5号				

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
株式会社ウェブベース	大阪府豊中市蛍池東町二丁目2番18号

9. 使用人の状況 (2025年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減	
		1,0									71:	名埠	Í		

⁽注) 使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
992名	71名増	34. 7歳	8.7年

⁽注) 使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

10. **主要な借入先**(2025年7月31日現在)

該当事項はございません。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項(2025年7月31日現在)

1. 発行可能株式総数 60,000,000株

2. 発行済株式の総数25,042,528株

3. 株主数 3,680名

4. 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
有限会社GTホールディング	8, 380, 000株	33.48%
岩 本 哲 夫	2,032,000株	8. 12%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,491,600株	5.96%
O L I V E 株式会社	1,280,000株	5.11%
鈴 木 太 一	1,200,000株	4.79%
アイル社員持株会	782,001株	3. 12%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	692, 200株	2.77%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	662, 585株	2.65%
アイル役員持株会	505, 400株	2.02%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	304, 900株	1. 22%

⁽注) 持株比率は、自己株式(13,039株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項 該当事項はございません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

- 1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等 の状況 (2025年7月31日現在) 該当事項はございません。
- 2. 当事業年度中において当社使用人等に交付された新株予約権等の状況 該当事項はございません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役に関する事項(2025年7月31日現在)

地 位	日	1.5	名	7	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩	本	哲	夫	
取締役副社長	岩	本	亮	磨	ビジネスパートナー推進統括本部長 経営企画本部長 CROSS事業部管掌
専務取締役	尾	崎	幸	司	システムソリューション事業部管掌 株式会社ウェブベース取締役
常務取締役	土	井	正	志	システムソリューション事業部管掌
常務取締役	Щ	本	浩	孝	CROSS事業部長
取 締 役	戸	田	泰	裕	経営管理本部長 株式会社ウェブベース取締役 経営管 理事業本部長
取 締 役	宮久	、保	貴	義	経営管理本部人事部長
取 締 役	池	本	任	男	CROSS事業部CROSS開発部長
取 締 役	奥	田	好	秀	
取 締 役	下	島	文	明	
取 締 役	正	脇	久	昌	
取 締 役 (監査等委員・常勤)	大	黒	仁	士	株式会社ウェブベース監査役
取 締 役 (監査等委員)	Ξ	田	与記	5 雄	三田公認会計士事務所所長 あすなろ監査法人代表社員 株式会社アドバンスクリエイト監査役
取締役(監査等委員)	岩	谷	博	紀	岩谷・村本・山口法律事務所パートナー弁護士 株式会社Genki Global Dining Concepts社外取締役

- (注)1. 専務取締役尾崎幸司氏の戸籍上の表記は、熊谷幸司であります。
 - 2. 取締役奥田好秀氏、下島文明氏および正脇久昌氏ならびに取締役(監査等委員)三田与 志雄氏および岩谷博紀氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。な お、当社は取締役奥田好秀氏、下島文明氏および正脇久昌氏ならびに取締役(監査等委 員)三田与志雄氏および岩谷博紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指 定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 取締役(監査等委員)大黒仁士氏は、当社創業時より管理部門のみならず複数部門における長年の経験を有し、経営全般に関する有効な助言を行っております。
 - 4. 常勤の監査等委員による高度な情報収集力により、実効性の高い監査活動を可能とする ため、常勤の監査等委員として大黒仁士氏を選定しております。
 - 5. 取締役(監査等委員)三田与志雄氏は、公認会計士および税理士として財務および会計 に関して相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 取締役(監査等委員)岩谷博紀氏は、弁護士として企業法務に関して相当程度の知見を 有するものであります。
 - 7. 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係は、後記「5. 社外役員に関する事項」に記載しております。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年7月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地位	E	氏		7 3	担	当
執行役員	溝	П	孝	史	首都圏システム事業部	長
執行役員	垣	谷	次	郎	関西システム事業部長 システム事業部長	兼東海
執行役員	小	倉	直	子	経理部長	
執行役員	中	村	光	徳	システム管理本部長	
執行役員	上	田	英	知	CROSS事業マネジメント	、部長
執行役員	藤	田	敏	行	テクニカルソリューシ	ョン本部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。本契約においては、被保険者が当社および子会社の取締役、監査役としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金および争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。

なお、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや被保 険者の犯罪行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、当社お よび子会社の取締役、監査役の職務の執行の適正性が損なわれないように するための措置を講じております。

4. 取締役の報酬等に関する事項

① 取締役(監査等委員である取締役を除く。(以下「取締役」という。本項 目において同じ))の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬等は月額定額報酬を基本とする年俸制とし、報酬の設定に関しては、各期の業績、配当、従業員の賞与水準、取締役の貢献度および過去の支給実績などを総合的に勘案して決定するものとする。

ロ. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の報酬等の決定方法は、株主総会において取締役会へ報酬決定権限が委任されている。ただし、公平性・中立性の観点より、取締役会決議に基づき、個人別の具体的な報酬を決定するために専務取締役、人事担当取締役を報酬決定の責任者として委任する。専務取締役と人事担当取締役は各取締役の役職、職責、職務執行の内容および各期の業績、配当、従業員の賞与水準等を勘案し、役員規程に基づき、各取締役の報酬の原案を作成するものとする。なお、報酬は役員規程の規定に従い月額定額報酬として支給するものとする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項(その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項を含む。)

作成された取締役の報酬の原案は客観性を担保するため、監査等委員である社外取締役により、取締役の報酬の作成過程に関する妥当性についての監査を経て、取締役会へ最終報告を行い決定するものとする。

なお、退職時に支給される退職慰労金については、株主総会の決議に 基づき支給を行う。個人別の具体的な金額については、算出基準および 功労金の加算等を定めた役員退職金規程に基づき、取締役会の決議によ り、支給金額を決定するものとする。

② 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、取締役の報酬等の決定に関する方針に記載のとおり、取締役会の委任決議に基づき、専務取締役と人事担当取締役が各取締役の報酬の原案を作成しており、作成された取締役の報酬の原案は客観性を担保するため、監査等委員である社外取締役により、取締役の報酬の作成過程に関する妥当性についての監査を経て、取締役会へ最終報告を行い決定する当該プロセスを経たその内容は決定方針に沿うものと判断しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

		報酬等の	種類別の総額	į	対象となる
区 分	報酬等の総額	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数
取締役(監査等委員を除く)	314,800千円	314,800千円			11名
(うち社外取締役)	(24,002千円)	(24,002千円)			(3名)
取締役(監査等委員)	25,546千円	25,546千円			3名
(うち社外取締役)	(8,100千円)	(8,100千円)	_		(2名)
合 計	340, 346千円	340,346千円			14名
(うち社外取締役)	(32, 102千円)	(32, 102千円)			(5名)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額は、2021年10月28日開催の第31回定時株主総会において、年額400,000千円以内(うち社外取締役分年額50,000千円以内)と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は11名(うち社外取締役3名)です。
 - 3. 監査等委員である取締役の報酬等の総額は、2015年10月29日開催の第25回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
 - 4. 上記の報酬等の総額は、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役(監査等委員である取締役を除く。) 11名分51,827千円(うち社外取締役3名分0千円) および監査等委員である取締役3名分1,342千円(うち社外取締役2名分0千円)を含めております。

5. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役(監査等委員)三田与志雄氏の重要な兼職先である三田公認会 計士事務所、あすなろ監査法人および株式会社アドバンスクリエイトと当 社の間には、特別の関係はありません。
 - ・社外取締役(監査等委員)岩谷博紀氏の重要な兼職先である岩谷・村本・ 山口法律事務所および株式会社Genki Global Dining Conceptsと当社の間 には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

Þ	☑ 分			氏	名		出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に
取	締	役	奥	田	好	秀	関して行った職務の概要 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に豊富な経営経験者として、特にデジタルトランスフォーメーションおよびコンプライアンス等に関する専門的見地から、取締役会の意思決定および議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取	締	役	下	島	文	明	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に豊富な経営経験者として、特にIT業界事情や最先端のICT技術等に関する専門的見地から、取締役会の意思決定および議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取	締	役	正	脇	久		当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に税理士および企業会計基準諮問会議委員経験者として、財務・会計に関する専門的見地から、取締役会の意思決定および議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取 (監	締 査等委員	役	11.	田	与 志	雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席、また、監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定および議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の作成過程に関する妥当性について監査し、客観的・中立的立場で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
取(監	締 査等委員	役)	岩	谷	博	紀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席、また、監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定および議案審議の妥当性・適正性を確保するための発査を適委員である取締役を除く。)の報酬の作成過程に関する妥当性について監査し、客観的・中立的立場で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定過程における監督機能を担っております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報	酬	等	Ø	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				40, 1	163千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額				40, 1	163千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬 見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会 計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または 不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該規定に基づき、当社が、会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その責務を行うにあたり善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

VI. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社および当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が、法令、定款ならびに社会規範・倫理、社内規程・行動規範・行動指針等に適合することを確保し、適正かつ健全に行われるためのコンプライアンス体制を構築する。コンプライアンス体制の徹底を図るため、当社経営管理本部が子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。

また、内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、監査等委員会等と連携を図り、子会社を含めたグループ全体の職務執行に関するコンプライアンス遵守状況等について監査し、その内容について当社代表取締役および当社監査等委員会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切・確実に、定められた期間、保存・管理する。
- ② 取締役は職務の執行状況を確認するため、①に定める文書を随時閲覧することができるものとする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク (コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等) について、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル作成・配布等を行うものとする。

また、当社グループ全体のリスク状況に関しては当社リスク管理委員会が 把握し、その実効性を確保する。

なお、新たに生じた重要なリスクについては当社取締役会においてすみや かに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

- 4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思 決定のルールを職務分掌規程、職務権限規程等に明確に定め、適切に権限を 委譲し効率的に職務を遂行する。取締役会で決議すべき事項および承認すべ き事項は取締役会規程に定め、その他の重要事項の審議もしくは決定を行う 機関として、経営会議や全社会議等を設置し効率的な運営を図る。

また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

- ② 当社グループは、中期経営計画および単年度の経営計画に基づき、各部署 および子会社において目標達成に向けて職務を遂行することとし、毎月開催 される当社取締役会において月次業績のレビューを行い、必要に応じて改善 策、目標修正を講ずる。
- 5. その他の当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正と効率化の確保を図るため、「関係会社管理規程」を整備しており、業務執行を担当する取締役は子会社から定期的に報告を受け、代表取締役または取締役会に報告し、必要に応じて子会社に対し指示・要請を行う体制をとる。

また、子会社への監査等委員の派遣および内部監査室による内部監査の実施等により、当社グループの企業集団としてのリスク管理体制および法令遵守体制の強化を図る。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならび に当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、監査等 委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査等委員会が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、適宜、専 任または兼任による使用人を置くこととする。

また、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課などについては、監査等委員会の承認を得た上で決定するものとする。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとする。

7. 当社および当社子会社の取締役および使用人等が当社監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役および使用人等は、著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて当社監査等委員会に報告することとする。

当社監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席することができる。また、当社監査等委員会は、必要に応じて、取締役および使用人等に対して報告を求めることができ、いつでも、経営会議等各種会議の議事録および議事資料を自由に閲覧することができるものとする。

なお、当社グループは、当該報告を行った取締役および使用人等に対し、 当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する ものとする。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に 関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、 その費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明 した場合を除き、これを拒むことはできない。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員会は、会計監査人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・ 情報交換を行い、連携して監査の実効性を確保するものとする。また、監査 等委員会は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項に関 しても、取締役および使用人ならびに会計監査人に対して報告を求めること ができることとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、その仕組 みの適正性を継続的に評価することで、金融商品取引法に基づく内部統制報 告書の信頼性を確保することとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターへ加盟し、反社会的勢力の動向に関する情報収集に努めるとともに、所轄警察署、顧問弁護士との連携体制の構築を行うものとする。また、「反社会的勢力対応基準」により、取引先の信用調査の実施、反社会的勢力への対応要領等を定めるものとする。

Ⅲ、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取組みは、以下のとおりであります。

1. コンプライアンス

インサイダー取引防止、反社会的勢力排除を図るため社内規程や内部通報制度の周知を継続的に行っております。また、反社会的勢力排除に向けた対応については、「コンプライアンスおよび反社会的勢力ではないことの誓約書」の提出を受けております。

2. 当企業集団のリスクマネジメント

自然災害対策として、主要サーバに関してはバックアップを拠点間で同期 しており、大規模災害時の業務継続性を担保できるようにしております。 また、社内リスク管理委員会を各月1回で開催しております。

3. 財務報告に係る内部統制

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査室が当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、取締役会に報告しております。

4. 内部監查体制

内部監査室が内部監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施しております。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

資 産	の部	負 債	の 部
科目	金額	科 目	金 額
流 動 資 産	13, 216, 479	流 動 負 債	2, 618, 410
現金及び預金	7, 402, 360	買 掛 金	643, 065
受 取 手 形	41, 408	未 払 金	309, 716
売 掛 金	2, 823, 808	預 り 金	45, 396
契 約 資 産	2, 365, 985	未払法人税等	719, 360
有 価 証 券	99, 840	契 約 負 債	111, 135
商品	187, 559	賞 与 引 当 金	121, 900
仕 掛 品	9, 618	製品保証引当金	13, 759
そ の 他	294, 843	そ の 他	654, 076
貸 倒 引 当 金	△8, 944	固 定 負 債	1, 863, 669
固定資産	2, 552, 502	退職給付に係る負債	1, 123, 898
有 形 固 定 資 産	549, 650	役員退職慰労引当金	495, 842
建物及び構築物	493, 095	資 産 除 去 債 務	239, 959
工具、器具及び備品	625, 948	そ の 他	3, 967
減価償却累計額	△569, 393	負 債 合 計	4, 482, 079
無形固定資産	883, 298	純 資 産	の部
ソフトウェア	803, 924	株 主 資 本	11, 107, 764
ソフトウェア仮勘定	77, 634	資 本 金	354, 673
そ の 他	1, 739	資本 剰余金	319, 673
投資その他の資産	1, 119, 553	利 益 剰 余 金	10, 443, 866
投資有価証券	146, 436	自 己 株 式	△10, 449
差入保証金	485, 047	その他の包括利益累計額	179, 138
繰 延 税 金 資 産	436, 267	退職給付に係る調整累計額	179, 441
そ の 他	56, 955	その他有価証券評価差額金	△302
貸倒引当金	△5, 152	純 資 産 合 計	11, 286, 903
資 産 合 計	15, 768, 982	負債及び純資産合計	15, 768, 982

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年8月1日から 2025年7月31日まで)

	科			目		金	額
売		上		高			19, 294, 870
売	上		原	価			8, 635, 613
	売	上	総	利	益		10, 659, 256
販	売 費 及	ぃ -	般 管	理 費			5, 840, 412
	営	業		利	益		4, 818, 844
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	4, 180	
	受	取	手	数	料	17, 676	
	補	助	金	収	入	5, 388	
	そ		Ø		他	2, 345	29, 590
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	7, 370	
	為	替		差	損	152	
	支	払	手	数	料	73, 292	
	そ		Ø		他	16	80, 831
	経	常		利	益		4, 767, 603
特	別		損	失			
	固定	資	産	除却	損	1, 388	1, 388
	税金	等調	整前	当 期 純 和	可 益		4, 766, 214
	法人利	兑、 住	民税	及び事	業 税	1, 248, 883	
	法 人	、税	等	調整	額	28, 976	1, 277, 859
	当	期	純	利	益		3, 488, 354
	親会社	株主に	帰属す	トる当期純	利益		3, 488, 354

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から 2025年7月31日まで)

								株	主	資		本		
				資	本	金	資	本剰余金	利益剰	余金	自	己株	式	株 主 資 本合 計
当 斯	首	残	高		354,	673		319, 673	8, 96	2,032		△10,	080	9, 626, 300
連結会	計年度中	中の変動	助 額											
剰余	金金	の配	当						△1, 10	6, 733				△1, 106, 733
親会社核	未主に帰属す	トる 当期純	利益						3, 48	8, 354				3, 488, 354
自己	株 式	の取	得								Δ	3, 931,	519	△3, 931, 619
自己	株 式	の処	分					△899, 787				3, 931,	250	3, 031, 462
利益剰多振	余金から資	本剰余金	への 替					899, 787	△89	9, 787				_
	本以外の項 Þ の 変 動													
連結会計	年度中の	変動額	合計			-		-	1, 48	1,834		Δ:	369	1, 481, 464
当 斯	末	残	高		354,	673		319, 673	10, 44	3, 866		△10,	149	11, 107, 764
				7	Ø.	他	0	包担	5 利	益	累	計	額	
						る調整			正	そ	の 括	他利	の糸	电資産合計
当 期	首	残	高			54,	701		△319			54, 381		9, 680, 682

	そ の 他 の	包 括 利	益 累 計 額	
	退職給付に係る調整累計額	その他有価証券 評価差額金	そ の 他 の	純資産合計
当 期 首 残 高	54, 701	△319	54, 381	9, 680, 682
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1, 106, 733
親会社株主に帰属する当期純利益				3, 488, 354
自己株式の取得				△3, 931, 619
自己株式の処分				3, 031, 462
利益剰余金から資本剰余金への 振 替				_
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	124, 739	16	124, 756	124, 756
連結会計年度中の変動額合計	124, 739	16	124, 756	1, 606, 220
当 期 末 残 高	179, 441	△302	179, 138	11, 286, 903

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社ウェブベース

- ② 主要な非連結子会社の名称等 該当事項はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社の株式会社ウェブベースは、決算日を3月31日から7月31日に変更しております。連結計算書類の作成に当たっては、従来から連結決算日で本決算に準じた仮決算を行っているため、この変更に伴う連結計算書類への影響はありません。

- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は、移動平均法により算出)を採

用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

口. 棚卸資産

商品

什掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に

基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8~50年 工具、器具及び備品 4~20年

口. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間 (3年) に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計 上する方法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。

口. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当 連結会計年度の負担に属する額を計上しております。

ハ. 製品保証引当金

製品の無償補修費用に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。

二. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金内規 に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結 会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給 付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (3年) に よる定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会 計年度から費用処理をしております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準 イ.カスタマイズ、導入支援等

カスタマイズ、導入支援等から生じる収益は、ソフトウェア受託開発契約等による基幹業務システムに関する設計や開発、導入支援によるものです。これらは一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の見積りの方法は、見積り総原価に対する発生原価の割合で算出しております。

ロ. ライセンス、ハード機器等

ライセンス、ハード機器等の販売から生じる収益は、ライセンス、ハード機器等の顧客への引き渡しをもって、履行義務が充足されるものと判断し、当該時点で顧客との契約において約束された金額に基づいて収益を認識しております。

ハ. サービス利用、システム保守

サービス利用、システム保守から生じる収益は、クラウドサービスの提供業務や保守等の役務提供によるものです。これらは日常又は反復的なサービスであり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されると判断し、契約期間に応じて顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しております。

二. その他

オフィス関連商品等の販売業務を行っております。これ らの取引のうち、代理人に該当すると判断したものにつ いては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先等に支 払う額を控除した純額で収益を認識しております。

いずれの契約も、通常の支払期日は、概ね検収完了月もしくは役務提供月の翌月末支払いであり、重大な金融要素は含まれていません。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

株式需給緩衝信託®の会計処理

株式需給緩衝信託®により取得した当社株式は、「自己株式」として会計処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(ソフトウェア受託開発契約等に係る進捗度に基づく収益認識における原価総額の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	当連結会計年度
進捗度に基づき収益を認識した金額	7, 060, 004
上記のうち、仕掛中案件に係る売上高	2, 308, 144

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ソフトウェア受託開発契約等に係る収益の算定の基礎となる進捗度の見積方法は、見 積り総原価に対する発生原価の割合で算出しております。

見積り総原価は、受託契約案件それぞれが業種の特性や顧客の要望等により異なるため個別に判断を行う必要があり、一定の不確実性が伴います。過去の実績等を考慮して算定しておりますが、顧客と合意した品質の確保や仕様変更、開発体制の変更等の当初予見し得なかった事象により、当連結会計年度末の仕掛中案件について見積り総原価が見直された場合には、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結捐益計算書

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 追加情報に関する注記

(株式需給緩衝信託®の設定)

当社は、株主の多様化によるコーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、東証プライム市場における上場維持基準の持続的な充足や、TOPIX等の浮動株時価総額を基準とした株式インデックスによる運用を通じた当社株式の市場流動性ならびに市場需給の向上などの実現に取り組んでおります。当連結会計年度において、非流通株式所有者の保有する当社株式の一部を取得し、市場への売却を株式需給緩衝信託®(以下「本信託」という。)により実施しております。

本信託は、当社が拠出する資金を原資として東京証券取引所の立会外終値取引(ToSTNeT-2)により当社株式を取得し、その後、信託期間の内に当社株式を市場に売却し、売却代金をあらかじめ定めるタイミングで定期的に当社へ分配するものであり、当社を受益者とする自益信託であります。

従いまして、形式上は当社が拠出した資金の信託ではありますが、実態として、自己の株式を取得し即時信託設定したものと同等といえます。この場合「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第23号 平成19年8月2日)Q3に従い、受益者である当社は信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うこととなるため、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成27年3月26日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 平成27年3月26日)に従い、本信託が保有する当社株式については、「自己株式」として会計処理しております。

本信託により、当連結会計年度に当社株式1,250,000株を3,931,250千円で取得した後、当連結会計年度末までに本信託における当社株式の売却が全て完了しました。

当連結会計年度における本信託の設定にかかる信託報酬及びその他の諸費用が損益に与える影響は73,292千円であります。また、当連結会計年度における自己株式処分差損が利益剰余金に与える影響は899,787千円であります。なお、本信託が保有する当社株式については、「自己株式」として会計処理しているため、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(当座貸越契約)

当社グループは、機動的かつ安定的な資金を確保するため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額 1,500,000千円 借入実行残高 --千円 1,500,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株	式	の	種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	,	株	式	25, 042, 528株	一株	一株	25, 042, 528株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株	式	の種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	株	式	11,419株	1,251,620株	1,250,000株	13,039株

- (注)自己株式の株式数増加1,250,000株は株式需給緩衝信託®により取得したもの、1,500株は特定譲渡制限付株式の無償取得によるもの、120株は単元未満株式の買取りによるものであります。また、自己株式の株式数減少1,250,000株は株式需給緩衝信託®により処分したものであります。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等

決	議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発生日
2024年10 定 時 株 🖹		普通株式	625, 777	25.0	2024年7月31日	2024年 10月28日
2025年3 取 締	月 7 日 役 会	普通株式	500, 591	20.0	2025年1月31日	2025年 4月11日

- (注) 2025年3月7日開催の当社取締役会決議による配当金の総額には、株式需給緩衝信託®が基準日時点で保有する当社株式981,800株に対する配当金を含めております。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になる もの

決	議	予	定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効 力 発生日
		0月2		普通株式	利益剰余金	750, 884	30.0	2025年 7月31日	2025年 10月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な設備投資計画に照らして、当該必要資金以外の一時的な余資を安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、これら は市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、事務所の賃貸借契約に係るものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。 借入金は、主に設備投資等に係る資金調達を目的としたものであります。営業債務及び借 入金は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、債権・債務管理規程に従い、営業債権については管理部門が個別に回収期日及び残高を管理し、回収期日の大幅な遅延が懸念される取引相手の早期把握を図っております。

当社グループは、管理部門が月次で資金繰状況を管理するとともに、手許流動性を一定 水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

当社グループは、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	99, 840	99, 840	_
投資有価証券	99, 720	99, 720	_
差入保証金	485, 047	158, 245	△326, 801
資産計	684, 607	357, 805	△326, 801

- (注) 1. 現金及び預金は現金であること、及び預金は短期間で決済され時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- (注) 2. 受取手形、売掛金、買掛金、未払金、預り金、未払法人税等は短期間で決済され時価 が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- (注) 3. 市場価格のない株式等は時価開示の対象とはしておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
その他有価証券(非上場株式)	46, 716

(注) 4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7, 402, 360	_	_	_
受取手形	41, 408	_	_	_
売掛金	2, 823, 808	_	_	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	100 000	100,000		
債券(その他)	100, 000	100, 000	_	_
差入保証金(※)	_	6, 061	_	463, 306
合計	10, 367, 577	106, 061	_	463, 306

(※) 償還期日を明確に把握できないもの(15,679千円)については、償還予定額に含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル 2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表上に計上している金融商品

E /\	時価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資 有価証券	_	199, 560	_	199, 560

② 時価で連結貸借対照表上に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

マハ	時価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	_	158, 245	_	158, 245

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 有価証券及び投資有価証券

日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値に基づき算定しており、レベル2 に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、償還すると見込まれる期間に対応する国債の利回り等、適切な指標に基づく利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	システム ソリューション事業	Webソリューション 事業	合計
フロー型商材			
ライセンス・カスタマイ ズ、導入支援等	7, 705, 657	119, 508	7, 825, 166
ハード機器等	3, 009, 295	4, 378	3, 013, 674
その他	71, 882	64, 896	136, 779
ストック型商材			
サービス利用、システム保守	6, 202, 264	2, 116, 985	8, 319, 249
顧客との契約から生じる収益	16, 989, 100	2, 305, 769	19, 294, 870

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

	システム	Webソリューション	合計	
	ソリューション事業	事業		
一時点で移転される	3, 846, 340	69, 275	3, 915, 615	
財・サービス	3, 040, 340	09, 213	3, 915, 015	
一定の期間にわたり移転さ	13, 142, 760	2, 236, 494	15, 379, 254	
れる財・サービス	13, 142, 700	2, 230, 494	15, 579, 254	
顧客との契約から生じる収益	16, 989, 100	2, 305, 769	19, 294, 870	

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2, 621, 579
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2, 865, 217
契約資産 (期首残高)	1, 804, 374
契約資産 (期末残高)	2, 365, 985
契約負債 (期首残高)	56, 965
契約負債 (期末残高)	111, 135

契約資産は、主に受注制作のソフトウェア等の一定の期間にわたり充足される履行義務について、未請求の受注制作の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、契約条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、契約条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約 負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、54,825千円であります。

また、契約資産の増減は、主として進捗度に応じて認識した収益の計上(契約資産の増加)と、売上債権への振替(契約資産の減少)により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受け取り(契約負債の増加)と収益の認識(契約負債の減少)により生じたものであります。なお、当連結会計年度における契約資産残高の重要な変動は、受注金額の増加等に伴う期末時点での仕掛中案件の増加によるものです。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は△36,896千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の 便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めて おりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要 な金額はありません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれ る期間は、以下のとおりであります。

	金額
1年以内	1, 189, 311
1年超	44, 521
合計	1, 233, 833

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

450円94銭

(2) 1株当たり当期純利益

141円32銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上、株式需給緩衝信託®により取得及び処分した自己株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

10. 重要な後発事象に関する注記

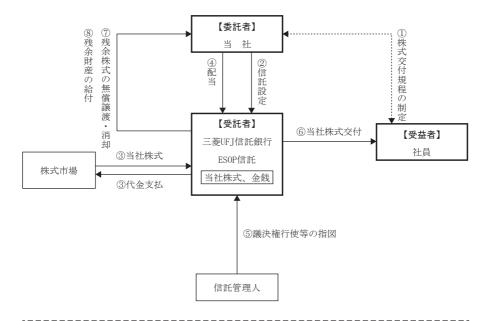
(当社社員に対するインセンティブプランの導入について)

当社は、2025年 9 月 5 日開催の取締役会において、当社社員(以下、「社員」といいます。)に対する新たなインセンティブプラン(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議しました。

1. 本制度の導入目的

- (1) 当社は、社員を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入します。
- (2) 本制度は、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下、「ESOP信託」といいます。) と称される仕組みを採用します。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にしたインセンティブプランであり、ESOP信託が取得した当社株式を一定の要件を充足する社員に交付するものです。
- (3) 本制度の導入により、社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した社員の業務遂行を促すとともに、社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である社員の意思が反映される仕組みであり、社員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. 本制度の仕組み



- ① 取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する社員を受益者とするESOP信託(以下「本信託」という。)を 設定します。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 信託期間中、株式交付規程に従い、一定の要件を充足する当社社員は当社株式の交付を受けます。
- ⑦ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとしてESOP信託を継続利用することができます。 ESOP信託を継続せず終了する場合は、当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧ 信託期間満了時に生じたESOP信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、ESOP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりESOP信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。
 - ※ 信託期間中、本信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

●ご参考 信託契約の内容

①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)

②信託の目的 社員に対するインセンティブの付与

③委託者 当社

④受託者 三菱UF J 信託銀行株式会社

(共同受託者日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

⑤受益者 社員のうち受益者要件を充足する者

⑥信託管理人 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)

⑦信託契約日 2025年9月10日 (予定)

⑧信託の期間 2025年9月10日 (予定) ~2031年1月31日 (予定)

⑨制度開始日 2025年9月10日 (予定)

⑩議決権行使 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図

に従い、当社株式の議決権を行使します。

⑪取得株式の種類 当社普通株式

②信託金の上限金額 98百万円 (予定) (信託報酬・信託費用を含む。)③株式の取得時期 2025年9月16日 (予定) ~2025年9月30日 (予定)

④株式の取得方法 株式市場より取得

⑤帰属権利者 当社

⑯残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得

資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位:千円)

資	 産	の部	負		の 部
科	目	金 額	科	目	金額
流動	資 産	12, 440, 639	流 動	負 債	2, 536, 545
現金	及び預金	6, 706, 776	買	掛金	630, 387
受 取	手 形	41, 408	未	払 金	303, 267
売	掛金	2, 791, 935	未	払 費 用	343, 173
契 約	資 産	2, 320, 948	未 払	法人税等	711, 888
有 価	証 券	99, 840	未 払	消費税等	298, 791
商	品	187, 220	契	約 負 債	70, 430
仕	掛品	9, 618	預	り金	42, 946
前	渡 金	7, 343	賞与	4 引 当 金	121, 900
前 払		282, 785	製品	保証引当金	13, 759
<i>ح</i>	の他	1, 641	固定	負 債	2, 092, 072
貸倒	引当金	△8, 880		給付引当金	1, 379, 250
固定 定	資 産 帝 帝	3, 005, 580		№ 17 5. 3 ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ±	472, 862
有形 固 建	定資産物	544, 050 491, 843		除去債務	239, 959
. –	料具及び備品	599, 110			
	却累計額	△546, 903	負 債	合計 ————————————————————————————————————	4, 628, 617
無形固		883, 009	純	資 産	の 部
	トウェア	803, 924	株 主	資 本	10, 817, 905
	フェア仮勘定	77, 634	資	本 金	354, 673
そ	の 他	1, 449	資本	剰 余 金	319, 673
投 資 そ <i>の</i>)他の資産	1, 578, 520	資本	本 準 備 金	319, 673
投資	有 価 証 券	146, 436	利益	剰 余 金	10, 154, 006
関係る	会社株式	383, 601	その作	也利益剰余金	10, 154, 006
破産更	生債権等	5, 152	繰走	越利益剰余金 (10, 154, 006
繰延和	说 金 資 産	515, 989	自己	已 株 式	△10, 449
差入	保 証 金	480, 862	評価・技	換 算 差 額 等	△302
そ	の他	51, 631	その他有何	西証券評価差額金	△302
貸倒	引 当 金	△5, 152	純 資	産 合 計	10, 817, 602
資 産	合 計	15, 446, 219	負債及び	純資産合計	15, 446, 219

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年8月1日から 2025年7月31日まで)

(単位:千円)

科		目	金	額
売 上	高			18, 837, 044
売 上 原	価			8, 423, 972
売上	総利	益		10, 413, 071
販売費及び一般を	管理 費			5, 667, 574
営業	利	益		4, 745, 497
営業外収	益			
受 取	利 息		3, 831	
受 取 酉	己 当 金		18, 020	
受 取 ョ	5 数 料		17, 673	
補助金	全 収 入		5, 388	
₹ 0.	他		2, 258	47, 171
営業外費	用			
支 払	利 息		7, 370	
支 払 き	至 数 料		73, 292	
為替	差 損		152	80, 815
経常	利	益		4, 711, 853
特別損	失			
固定資產	至 除 却 損		1, 388	1, 388
税引前	当 期 純 利	益		4, 710, 465
法人税、任	主民税及び事業		1, 241, 257	
法人移	笠 等 調 整	額	17, 154	1, 258, 412
当 期	純 利	益		3, 452, 053

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から) 2025年7月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本						
			資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本剰	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	
		貝华华州並	余金	合計	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	354, 673	319, 673	_	319, 673	8, 708, 474	8, 708, 474	
当期変動額							
剰余金の配当					△1, 106, 733	△1, 106, 733	
当期純利益					3, 452, 053	3, 452, 053	
自己株式の取得							
自己株式の処分			△899, 787	△899, 787			
利益剰余金から資本 剰余金への振替			899, 787	899, 787	△899, 787	△899, 787	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	_		_		1, 445, 532	1, 445, 532	
当期末残高	354, 673	319, 673	_	319, 673	10, 154, 006	10, 154, 006	

	株主資本		評価・抽		
	自己株式	株主資本	その他有価証	評価・換算差額	純資産合計
	日口休式	合計	券評価差額金	等合計	
当期首残高	△10,080	9, 372, 742	△319	△319	9, 372, 423
当期変動額					
剰余金の配当		△1, 106, 733			△1, 106, 733
当期純利益		3, 452, 053			3, 452, 053
自己株式の取得	△3, 931, 619	△3, 931, 619			△3, 931, 619
自己株式の処分	3, 931, 250	3, 031, 462			3, 031, 462
利益剰余金から資本剰余金への 振替		_			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			16	16	16
当期変動額合計	△369	1, 445, 162	16	16	1, 445, 179
当期末残高	△10, 449	10, 817, 905	△302	△302	10, 817, 602

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外の 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理、売却

原価は、移動平均法により計算)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に

基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以 降取得の建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月 1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定 額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4~20年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採 用しております。

8~50年

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間 (3年) に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計 上する方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。

② 當与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当

事業年度の負担に属する額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の無償補修費用に備えるため、過去の実績率に基づ

く将来発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における 退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において 発生していると認められる額を計上しております。 数理 計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内の一定の年数 (3年)による定額 法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費 用処理をしております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金内規 に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① カスタマイズ、導入支援等

カスタマイズ、導入支援等から生じる収益は、ソフトウェア受託開発契約等による基 幹業務システムに関する設計や開発、導入支援によるものです。これらは一定の期間に わたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進 捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の見積りの方法は、 見積り総原価に対する発生原価の割合で算出しております。

② ライセンス、ハード機器等

ライセンス、ハード機器等の販売から生じる収益は、ライセンス、ハード機器等の顧客への引き渡しをもって、履行義務が充足されるものと判断し、当該時点で顧客との契約において約束された金額に基づいて収益を認識しております。

③ サービス利用、システム保守

サービス利用、システム保守から生じる収益は、クラウドサービスの提供業務や保守等の役務提供によるものです。これらは日常又は反復的なサービスであり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されると判断し、契約期間に応じて顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しております。

④ その他

オフィス関連商品等の販売業務を行っております。これらの取引のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

いずれの契約も、通常の支払期日は、概ね検収完了月もしくは役務提供月の翌月末支払いであり、重大な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(ソフトウェア受託開発契約等に係る進捗度に基づく収益認識における原価総額の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	当事業年度
進捗度に基づき収益を認識した金額	6, 929, 163
上記のうち、仕掛中案件に係る売上高	2, 267, 202

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ソフトウェア受託開発契約等に係る収益の算定の基礎となる進捗度の見積方法は、見積 り総原価に対する発生原価の割合で算出しております。 見積り総原価は、受託契約案件それぞれが業種の特性や顧客の要望等により異なるため 個別に判断を行う必要があり、一定の不確実性が伴います。過去の実績等を考慮して算定 しておりますが、顧客と合意した品質の確保や仕様変更、開発体制の変更等の当初予見し 得なかった事象により、当事業年度末の仕掛中案件について見積り総原価が見直された場 合には、翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 追加情報に関する注記

「連結注記表 4. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略 しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 5,311千円 短期金銭債務 16.526千円

(2) 当座貸越契約

当社は、機動的かつ安定的な資金を確保するため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結 しております。当事業年度末における当該契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりで あります。

当座貸越限度額 1,500,000千円 借入実行残高 -千円 1,500,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 62,794千円 売上原価 127,354千円 営業取引以外の取引高 18,321千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

株	式(か 種	類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普	通	株	式	11,419株	1,251,620株	1,250,000株	13,039株

(注) 自己株式の株式数増加1,250,000株は株式需給緩衝信託®により取得したもの、1,500株は特定譲渡制限付株式の無償取得によるもの、120株は単元未満株式の買取りによるものであります。また、自己株式の株式数減少1,250,000株は株式需給緩衝信託®により処分したものであります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	49,214千円
賞与引当金	37,301千円
製品保証引当金	4,210千円
未払事業所税	5,989千円
未払金	3,882千円
未払賞与	13,478千円
未払費用	11,060千円
退職給付引当金	434,313千円
役員退職慰労引当金	148,951千円
減価償却費	13,275千円
資産除去債務	75,587千円
その他	4,592千円
小計	801,859千円
評価性引当額	△224,654千円
繰延税金資産合計	577, 204千円
(繰延税金負債)	
資産除去費用	△61,214千円
繰延税金負債合計	△61,214千円
繰延税金資産の純額	515, 989千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)の成立に伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度から「防衛特別法人税」が課されることとなりました。これに伴い、2026年8月1日以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.60%から31.50%に変更し計算しております。この税率変更により、当事業年度末における繰延税金資産は10,816千円の増加、法人税等調整額は10,816千円の減少となります。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額432円19銭1株当たり当期純利益139円85銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上、株式需給緩衝信託®により取得及び処分した自己株式 を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

11. 関連当事者情報に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当 事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 主要株主	岩本 哲夫	被所有 直接8.12 間接38.61	当 社 代 表 取 締 役	自己株式の 取得(注)	3, 931, 250	-	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 自己株式の取得は、「連結注記表 4.追加情報に関する注記」に記載の株式需給緩衝信託®のスキームを利用した取得取引であり、東京証券取引所の立会外終値取引 (ToSTNeT-2) により取得しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 10.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載 を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月5日

株式会社アイル

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木重久

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 江 﨑 真 護

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイルの2024年8月1日 から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結 損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠して、株式会社アイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書 類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと 認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を 行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の 責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、 会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断 している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記 載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報 告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておら ず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過 程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との 間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の 記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年9月5日

株式会社アイル

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鈴木重久

指定有限責任社員

公認会計士 江 﨑 真 護

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイルの2024年8 月1日から2025年7月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」 という。) について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点 において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を 行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責 任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会 社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記 載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報 告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておら ず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程 において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に 重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載 内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した 場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日までの第 35 期事業年度 における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のと おり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月5日

株式会社 アイル 監査等委員会

常勤監査等委員 大 黒 仁 士 印

監査等委員 三田 与志雄 ⑩

監查等委員 岩谷博紀 印

(注)監査等委員 三田与志雄 及び 岩谷博紀 は、会社法第2条第15号及び第331条第6 項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じま す。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、継続した配当を基本方針としつつ、 経営成績および配当性向等を総合的に勘案して実施することと し、1株につき30円を当事業年度の期末配当金とさせていただき たいと存じます。

- ①配当財産の種類 金銭といたします。
- ②配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき30円とさせていただきたいと存じま す。なお、この場合の配当総額は、750,884,670円となります。
- ③剰余金の配当が効力を生じる日 2025年10月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)12名選任の件取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(11名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役12名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされました が、指摘すべき点はないとの意見でございました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	É % 名 (生年月日)	略歴、(重	当社における地位および担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	いか もと でっ ま 岩 本 哲 夫 (1955年8月4日)	1990年11月	㈱大塚商会入社 同社退職 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	2, 032, 000株
2	岩 本 克 磨 (1986年3月8日)	2011年10月 2011年11月 2012年4月 2012年8月 2013年10月 2014年5月 2014年8月 2015年8月 2019年8月 2023年10月 2024年8月	(株) 入社 同社退職 当社八社 経営企画室部長就任 当社八社 経営企画室部長就任 当社執行役員就任 当社システムソリューション事業部 パートナー推進部長就任 当社取締役就任 当社パートナー推進本部長就任 (株)ウェブベース取締役就任 当社ビジネスパートナー推進本部長就任 当社ビジネスパートナー推進統括本部長就任 (現任) 当社経営企画本部長就任 (現任) 当社常務取締役就任 当社CROSS事業部管掌 (現任) 当社取締役副社長就任 (現任)	96, 000株
3	ま ざき こう じ 尾 崎 幸 司 (1973年1月4日)	2007年8月 2007年10月 2008年10月 2010年8月 2011年8月 2011年10月 2012年8月 2014年8月 2014年4月 2019年8月	当社入社 当社東京システムソリューション 営業部長就任 当社執行役員就任 当社取締役就任 当社営業本部長就任 ㈱ウェブベース取締役就任(現任) 当社常務取締役就任 当社システムソリューション事業部長就任 当社システムグリューション事業部長就任 当社・システムグリューション事業部	151, 200株

候補者番 号	点 り が な 名(生年月日)	略歴、	当社における地位および担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
		1996年4月	当社入社	
			当社システムソリューション事業部	
		2000 107,	システムサポート部長就任	
	どがまされ	2010年5月	当社取締役システムサポート本部長就任	
4	(1974年1月6日)		当社常務取締役就任 (現任)	132,000株
	(1011 17,10 17		当社システムサポート統括本部長就任	
		2019年8月	当社システムソリューション事業部	
		,	管掌 (現任)	
		1996年4月	当社入社	
		2009年10月	当社システムソリューション事業部	
			Webソリューション部長就任	
		2010年5月	当社執行役員就任	
		2010年10月	当社取締役就任	
_	やま もと ひろ たか 山 本 浩 孝	2012年8月	当社Webソリューション事業部長就任	105 00014
5	(1972年7月19日)	2014年8月	当社ASP事業部長就任	135, 200株
		2015年8月	当社クラウド事業部長就任	
		2016年8月	当社CROSS事業部長	
			兼 WEBソリューション事業部長就任	
		2017年8月	当社CROSS事業部長就任 (現任)	
		2018年10月	当社常務取締役就任 (現任)	
		1993年7月	太平洋總業サービス㈱入社	
		1996年2月	同社退職	
		1996年8月	道家税理士事務所入所	
		2000年7月	同事務所退職	
		2000年8月	㈱イッコー(現 Jトラスト㈱)入社	
		2001年8月	同社退職	
		2001年8月	藤原合同会計事務所(現 TFG税理士法人)入	
			所	
		2002年11月	同事務所退職	
	とだやすひろ	2002年12月	㈱フジオフードシステム (現 ㈱フジオフード	
6	戸田泰裕		グループ本社)入社	-株
	(1972年11月24日)	2005年10月	同社退職	Į į
		2005年10月	夢の街創造委員会㈱(現 ㈱出前館)入社	
			同社退職	
		2008年7月	当社入社	
			当社経営管理本部長就任 (現任)	
			当社執行役員就任	
		2011年8月		
			当社取締役就任(現任)	
		2024年5月		
			同社経営管理事業本部副本部長就任	
		2025年4月	同社経営管理事業本部長就任(現任)	

候補者番 号	ぶりがな名氏 名(生年月日)	略歴、	当社における地位および担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
7	ポペイピ たか よし 宮久保 貴 義 (1972年5月30日)	2014年8月2014年10月2016年4月2017年10月	当社入社 当社経営管理本部人事部長就任 当社執行役員就任 当社経営管理本部人事総務部長就任 当社內部監査室長就任 当社経営管理本部人事総務部長 就任 当社取締役就任(現任) 当社経営管理本部人事部長就任(現任)	20,000株
8	池 本 任 男 (1967年4月28日)	1996年 3 月 1996年 3 月 2000年 9 月 2000年10月 2004年 5 月 2004年 6 月 2005年 4 月 2005年 4 月 2005年 8 月 2008年 6 月 2008年 10月 2009年 3 月 2013年 8 月 2014年 8 月 2015年 8 月 2017年 8 月 2017年 8 月 2017年 8 月	三菱電機関西コンピュータシステム㈱ (現 三菱電機デジタルイノベーション㈱) 入社 同社退職 (㈱帝人システムテクノロジー(現 インフォコム㈱) 入社 同社退職 (㈱ジークス入社 同社退職 (㈱ナスピア入社 同社退職 での街創造委員会㈱(現 (㈱出前館) 入社 同社取締役就任 同社取締役就任 当社入社 情報システム部長就任 当社別発本部長就任 当社教行役員就任 当社製育役員就任 当社級子の声が事業部のラウド開発部長就任 当社のラウド事業部クラウド開発部長就任 当社CROSS開発部長 兼 WEBソリューション開発部長就任 当社CROSS事業部CROSS研究開発室長就任 当社にROSS事業部CROSS研究開発室長就任 当社にROSS事業部CROSS研究開発室長就任 当社にROSS事業部CROSS研究開発室長就任	一株

候補者番 号	ぎ が 名氏 名(生年月日)	略歴、	当社における地位および担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
9	数 が が 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	1988年9月 2010年3月 2011年7月 2013年3月 2015年3月 2017年3月	小西六写真工業㈱(現 コニカミノルタ㈱)入社 朝日麦酒㈱(現 アサヒグループホールディン グス(㈱) 入社 アサヒビール㈱執行役員財務部長就任 アサヒグループホールディングス(㈱執行役員 財務部門ゼネラルマネジャー兼アサヒマネジ メントサービス(㈱専務取締役就任 アサヒグループホールディングス(㈱取締役兼 執行役員兼アサヒプロマネジメント(㈱代表取 締役社長就任 アサヒグループホールディングス(㈱常務取締 役兼常務執行役員兼アサヒプロマネジメント ㈱代表取締役社長就任 アサヒグループホールディングス(㈱専務取締 役兼常務執行役員就任 アサヒグループホールディングス(㈱専務取締 役兼専務執行役員就任 同社常勤監査役就任 当社社外取締役就任(現任)	400株
10	Le Ct ぶん めい 下 島 文 明 (1953年1月10日)		富士通㈱入社 同社関西営業本部長就任 同社経営執行役就任 同社経営執行役常務就任 同社執行役常務就任 富士通フロンテック㈱代表取締役社長就任 同社常任顧問就任 同社顧問就任 (機東邦システムサイエンス社外取締役就任 当社社外取締役就任(現任)	一株
11	並 正 脇 久 昌 (1959年2月7日)	2012年4月 2013年4月 2016年4月 2021年7月	(株住友銀行(現 ㈱三井住友銀行)入行同行財務企画部グループ長就任同行財務開発室長就任同行理事財務企画部部付部長就任三井住友ファイナンス&リース㈱執行役員経理部長就任同社常務執行役員就任同社顧問就任当社社外取締役就任(現任)	一株

候補者番 号	(生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
12	※ 金 井 路 子 (1975年1月10日)	1997年7月 ㈱エルコンパス入社 1999年2月 ㈱インデックス入社 2003年2月 ㈱ディー・エヌ・エー入社 2014年2月 ㈱グロースエンジン代表取締役就任(現任) 2021年5月 タビオ㈱社外取締役就任(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
 - 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 候補者岩本哲夫氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 - 4. 候補者尾崎幸司氏の戸籍上の表記は、熊谷幸司であります。
 - 5. 奥田好秀氏、下島文明氏、正脇久昌氏および金井路子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 6. 奥田好秀氏、下島文明氏および正脇久昌氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、3氏の 社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - 7. 奥田好秀氏は、大手飲料メーカーにおいて、最高財務責任者 (CFO) を務めたことを始めとして、総務・法務・人事・IT・監査などの様々な分野に精通し、企業経営者としての幅広い経験およびデジタルトランスフォーメーションに関する高い見識を有しております。同氏の豊富な経営経験者としての知識や経験を活かし、取締役会等の重要な会議での発言や、当社のデジタルトランスフォーメーション事業活動の推進への助言およびコンプライアンス等への対応を含めた当社のガバナンス機能強化の役割を果たしていただきました。上記の理由から今後も、同氏は当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
 - 8. 下島文明氏は、大手コンピュータメーカー出身で業界事情や最先端のICT技術にも明るく、金融・流通・公共分野にも精通し、企業経営者としての幅広い経験と高い見識を有しております。同氏の豊富な経営経験者としての知識や経験を活かし、取締役会等の重要な会議での発言による当社の持続的成長と企業価値向上への貢献や、当社の経営計画の進捗等の適切な監督を果たしていただきました。上記の理由から今後も、同氏は当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
 - 9. 正脇久昌氏は、大手金融機関における長年の経営に関する経験、税理士としての豊富な知識と 経験があり、更には財務会計基準機構の企業会計基準諮問会議委員を務めた経験もあり、財 務・会計に関する高い見識を有しております。同氏の豊富な財務・会計に関する知識や経験を 活かし、取締役会等の重要な会議での発言による当社の経理部門全般の強化を果たしていただ きました。上記の理由から今後も、同氏は当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を 行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- 10. 金井路子氏は、インターネット事業の分野で長年活躍されてきた優れた経歴の持ち主であり、 現在は同分野のコンサルティング会社を経営されています。当社は、その豊富な経験と知見 が、今後の持続的な事業成長と企業価値の向上に大きく貢献するものと高く評価しており、経 営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、今回新たに社外取締役候補 者といたしました。
- 11. 当社は、奥田好秀氏、下島文明氏および正脇久昌氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。また、金井路子氏の選任が承認された場合も同様に損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 12. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は当社取締役への再任または選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、「事業報告IV.会社役員に関する事項3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 13. 奥田好秀氏、下島文明氏および正脇久昌氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件 を満たしており、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定で あります。また、金井路子氏の選任が承認された場合においても、独立役員として指定する予 定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって 任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の 選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者	É 第 名	略歷、	当社における地位および担当	所有する当		
番号	(生年月日)	(重	要な兼職の状況)	社の株式数		
1	大黒仁士 (1965年6月9日)	2011年8月 2012年4月		185, 600株		
			当社取締役(常勤監査等委員)就任(現任) (㈱ウェブベース監査役就任(現任)			
2	み た よしま 三 田 与志雄 (1973年11月7日)					
3	いか たに ひろ のり 岩 谷 博 紀 (1982年2月7日)	2011年2月2011年2月2011年4月2016年7月2016年8月2017年4月2017年7月	弁護士登録 西村あさひ法律事務所入所 同事務所退職 北浜法律事務所入所 京都大学法科大学院非常勤講師 北浜法律事務所退職 岩谷・村本・山口法律事務所パートナー弁護 士就任(現任) 京都大学大学院法学研究科附属法政実務交流 センター協力研究員就任 米国ニューヨーク州弁護士登録 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 元気寿司㈱(現、㈱Genki Global Dining Concepts) 社外取締役就任(現任)	一株		

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 三田与志雄氏および岩谷博紀氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 三田与志雄氏および岩谷博紀氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、 両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 - 4. 三田与志雄氏は、公認会計士、税理士として豊富な知識と経験および企業の財務・会計に精通した豊富な経験を有しております。同氏の豊富な財務・会計に関する知識や経験を活かし、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただきました。同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から今後も、専門的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
 - 5. 岩谷博紀氏は、弁護士として豊富な知識と経験および企業法務に精通した豊富な経験を有して おります。同氏の豊富な企業法務に関する知識や経験を活かし、当社の社外取締役として業務 執行に対する監督等適切な役割を果たしていただきました。同氏は社外役員となること以外の 方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から今後も、専門的知見に基づ き業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけると判断し、引き続き社外 取締役候補者といたしました。
 - 6. 当社は、大黒仁士氏、三田与志雄氏および岩谷博紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
 - 7. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は当社取締役への再任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、「事業報告IV.会社役員に関する事項3.役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 8. 三田与志雄氏および岩谷博紀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。

(ご参考) 本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

□取締役のスキルマトリックス

氏	名	社外 取締役	企業 経営	IT デジタル	営業 マーケテ ィング	研究開発	人事 労務	法務 コンプラ イアンス	財務会計
岩本	哲夫		•		•				
岩本	亮磨		•		•				
尾崎	幸司		•		•				
土井	正志		•	•	! ! !	•			
山本	浩孝		•	•	•	 			
戸田	泰裕		•			 		•	•
宮久保	貴義		•				•		
池本	任男		•	•		•			
奥田	好秀	•	•			 	•	•	•
下島	文明	•	•	•	•	! ! !			
正脇	久昌	•	•	1	 	 		•	•
金井	路子	•	•	•	•				
監査等委員会									
大黒	仁士						•	•	
三田 4	手志雄	•				 		•	•
岩谷	博紀	•					•	•	

(注) このスキルマトリックスは、全ての知見や経験を表すものではありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 グランフロント大阪タワーB 34階 本社 大会議室 大阪市北区大深町3番1号 TEL 06-6292-1170代



 A:JR 「大阪駅」 (2F中央北口)
 徒歩約7分

 B:阪急「大阪梅田駅」 (茶屋町口)
 徒歩約7分

 C:地下鉄御堂筋線「梅田駅」 (5番出口)
 徒歩約7分

駐車場および駐輪場のご用意はいたしておりませんので、お車および自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

JR大阪駅から会場 (グランフロント大阪タワーB 34階) までの徒歩経路

- ①. JR大阪駅中央北口方向にお進みください。
- ②. 中央北口にございますエスカレータまたはエレベータを使い、2階 (グランフロント大阪方向) にお進みください。
- ③. 2階に到着されましたら、グランフロント大阪タワーA(南館)へ通じる2階連絡デッキがございます。2階連絡デッキをそのまま直進していただき、タワーB(北館)右側にオフィスエントランスがございます。
- ④. オフィスエントランスよりエレベータにて9階スカイロビーまでお越しいただき、右方向にお進みください。オフィス用エレベータ(高層階【29~37階】)がございますのでそちらに乗り換えていただき34階までお越しください。